

様式L-1 基礎審査項目チェックシート

要求水準 確認書

・「提案書」の提案内容が、下記に示されている「要求水準書及び添付資料」の確認事項を満たす内容となっているか確認してください。

・「提案書」で要求水準が満たされている事が確認可能な事項は、その内容が示されている様式No（複数可）を記載し応募者確認欄に○を記載してください。

・「提案書」に要求水準を満たしているという具体的な記載がない場合は、様式Noに「－」を記入し、実現可能という事を確認の上、応募者確認欄に“実現可能”と記載してください。

| 項目等 |  |               | 確認事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 様式<br>No | 応募者<br>確認 |
|-----|--|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|
|     |  | ケ 保健相談室       | 保健相談室は、廊下及び保健室から直接出入り可能な配置とすること。<br>相談者のプライバシーを保護するため、遮音性に配慮など、カウンセリングしやすい落ち着いた雰囲気となるよう考慮すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          |           |
|     |  | コ 相談室         | 相談室は4室とする。<br>相談室1は、カウンセリング指導員1人の常駐を想定し、収納スペースや棚、作業スペースも含め、適切に計画すること。<br>相談室1は、相談室登校を想定して屋外から直接出入り可能な配置とすること。また、普通教室や特別教室の動線に配慮した配置とすることが望ましい。<br>相談室1と相談室2・3・4の連携として、各諸空間の動線は、「資料18 諸室における動線の考え方（相談室）」によること。<br>相談室2は、6人テーブルを配置できる規模とすること。<br>相談室3・4は、仕切りのある壁面機のほか、2人テーブルを配置できる規模とすること。<br>相談者のプライバシーを保護するため、相談室同士や廊下との遮音性に配慮するなど、カウンセリングしやすい落ち着いた雰囲気となるよう考慮すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          |           |
|     |  | サ 職員玄関・外来者用玄関 | 職員玄関、外来者用玄関を設けること。校門及び駐車場から玄関へは、安心かつスムーズに移動できるよう、照明計画や経路の分かりやすさに配慮すること。特に、外来者用玄関は、初めて本施設を訪れた人にも、明確に分かるように工夫すること。<br>職員玄関は、教職員及び調理従事者が利用するものとする。外来者用玄関は、職員玄関と同じ位置としてもよい。<br><br>外来者用玄関と昇降口は別に配置するなど、来賓の利用とセキュリティに配慮した動線を計画すること。<br>すべての利用者は、玄関部分で外履きから内履きへ履きかえるものとし、玄関および昇降口に、下足入れ及び傘立てを設置すること。<br>各玄関ポーチにはスロープを設け、車椅子に対応できるようにすること。<br>夜間における教職員の退所に配慮し、職員室等から職員玄関までの動線に適切に照明を設けるとともに、鍵閉めや消灯がしやすいように計画すること。<br>外来者用玄関には、受付を設けること。教職員が、必要なときに受付業務を行えるようにすること。<br>受付には郵便受けを設置し、郵便受けは既定サイズのBOXとせず、に多量の郵便物を受取れるようにすること。<br>外来者用玄関に近接して歴史展示スペースを配置し、学校を訪れた人の目に留まるように計画すること。八尾中学校及び杉原中学校の校旗・校章等や八尾地域に関する資料等を保存・展示できるようなガラスのショーケースを2ブース設けること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |          |           |
|     |  | シ エレベーター      | エレベーターは、車椅子利用者及び給食配膳用を前提とし、給食室に近接して配置すること。<br>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。改正：平成29年5月12日法律第26号）の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠し、車椅子が利用できる仕様とすること。<br>給食の運搬に支障のない大きさ（給食運搬用カート2台が無理なく入る大きさ）とすること。また、エレベーターのかご壁面及び乗り場三方枠には、給食運搬用ワゴンによる衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。<br><br>円滑な利用と、生徒や教職員との衝突防止のため、エレベーターの搬入・搬出口の前に適切な面積のたまり空間を整備すること。<br>地域開放においても利用できるようにすること。<br>地下水位の高い場合は湿気に耐えられる昇降機仕様にするるとともに、昇降路内に換気扇を設置するなどの対策を講ずること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          |           |
|     |  | ス ワゴンブール      | 2階以上の各階にワゴンブールを設け、施設可能な施設とすること。1階が給食室から遠い場合は、1階にも同様のワゴンブールを設置すること。<br>ワゴンブールの壁面には、給食運搬用ワゴンによる衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |          |           |
|     |  | セ 職員更衣室       | 職員更衣室は、男女別に設け、職員室に近接して配置すること。<br>手洗い・洗面・歯磨きスペースを設けること。<br>量コーナーを設けること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |          |           |
|     |  | ソ 職員・来賓用便所    | 職員・来賓用の便所は、男女別に設け、職員室に近接して設置すること。<br>職員・来賓用便所は、給食室の真上に配置しないこと。<br>職員・来賓用便所は、快適で明るく、清潔なイメージとなるよう配慮し、自然光を採り入れ、色彩や作品展示等による演出等、安らぎの空間となるよう計画するとともに、手洗い場とあわせて居住性に留意すること。<br>職員・来賓用便所は、すべて洋式大便器及び小便器（男性用）とし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、女性用洋式大便器は、3箇所以上設置すること。<br>職員・来賓用便所の照明は、人感センサーによる自動照明とすること。また、手洗いは自動水栓とすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          |           |
|     |  | タ 油庫          | 油庫には、地上式の灯油タンク（400ℓ）を設置し、防油堤及び抜き取り防止用の鍵付とすること。<br>油庫は、教職員の動線、給油車の停車位置や運搬動線に配慮して配置すること。また、手持ちタンクへの給油時に、雨・雪に当たらないような屋根を設けること。<br>校舎と一体としても、別棟としてもよい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          |           |
|     |  | チ その他         | 雑庫スペース1は、保管物を直接、屋外へ搬出入できるよう計画し、土間とすること。シーズンオフの保管場所（雪囲いの資材、除雪機、ママさんダンブ20台、スコップ、農園用鍬ほか）として、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画するとともに、湿気対策として換気に配慮すること。<br>倉庫は、各諸室との関連性を考慮し、かつ、平面上・構造上空いた空間をうまく利用し、適切に配置すること。棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。<br>ゴミの一時的な集積スペースを適宜確保すること。①清掃の時間に生徒が集める場所、②収集車が引取るまで保管する場所、③収集車が引取る場所（屋外の廃棄物庫）を想定する。<br>屋外の廃棄物庫は、本施設の配置や動線、塵芥収集車両の停車位置や運搬動線、特に、収集車両と生徒の動線分離に配慮した計画とすること。可燃物、不燃物、牛乳パック、古紙等の分別に対応し、それぞれ十分なスペースを確保すること。校舎と一体としても、別棟としてもよい。別棟とする場合は、屋根付もしくは有蓋とすること。<br><br>校舎屋上に建物識別番号を明示すること。なお、建物識別番号は「18-72」とし、書式は「資料19 建物識別番号標示工事仕様書」によること。<br>屋外階段は、避難時以外は、屋内外から人が立ち入れないようにすること。<br>給食室は、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）に基づき整備し、ドライシステムを導入すること。「学校における食物アレルギー対応マニュアル」（富山市）に基づき、アレルギー対応食への対応が可能な施設・設備とすること。また、汚染区域と非汚染区域分けを明確にするため、床の色分けを行うこと。<br>食材搬入車両等の動線に配慮した配置とすること。<br>グラウンドの砂や毛虫、落ち葉等の影響を避けるため、原則、給食室は、グラウンドや植栽等の近くを避けた配置とすること。止むを得ず設ける場合は、これらの場所への給気口等の開口部の設置を避けること。<br>給食室の直上には、給排水設備を有する室を配置しないこと。<br>設計段階において、本市保健所、本市教育委員会栄養士及び市内中学校栄養士等の関係者の助言及び意見を取り入れ整備すること。<br>給食室の規模・厨房機器・配膳室のスペック等は、当該中学校の生徒・教職員分の給食（最大で計510人分：生徒470人分、教職員30人分、予備10人分）調理が可能な施設・設備とすること（「資料11 食器規格リスト（指定）」及び厨房機器等リスト（参考仕様）」及び「資料23 学校給食の想定献立（平成28年9月～29年7月実績）」参照）。<br><br>給食室内の各諸室は、衛生に配慮するとともに、維持管理・運営を効率的かつ効果的に行うことができるように配置すること。各諸空間の動線は、「資料18 諸室における動線の考え方（給食室）」を参考にすること。 |          |           |
|     |  | ⑥ 給食室         | アレルギー対応食調理室（コーナーでも可）は、食材や作業の動線に留意し、通常食との混入、誤配が起こらないよう十分配慮するとともに、きめ細やかで柔軟な対応が可能なよう工夫すること。また、最大20食／日程度の調理に対応する厨房機器を適切に設置すること。<br><br>床は不透水性、耐摩耗性、耐薬品性があり、滑りにくい材料を用い、平滑で清掃が容易に行える構造とすること。清掃に必要なグレーチング及び排水桝を適切に設けること。内壁と床面の境界には、アールを設けるなど、清掃及び洗浄が容易に行える構造とすること。<br>天井、内壁、扉は、耐水性材料を用い、すきまがなく、平滑で清掃が容易に行える構造とすること。調理室内は、床面から上部1.0mまでの内壁に不透水性材料を用いること。<br>高架の取り付け設備（パイプライン、配管、照明器具等）、窓のつばり等、塵埃のたまる箇所は可能な限り排除すること。<br>検収室1及び2の搬入口には、雨がかからないよう計画するとともに、扉等を設置し、外部からの虫・砂塵等の侵入を防止するよう十分配慮すること。トラック（高さ3.3m×長さ7.7m×幅2.1mを想定）等での搬出入が容易なように、屋根の高さを確保し、十分な広さの回転スペースを確保すること。<br>開放できる窓への防虫網の取り付け、捕虫器の設置、換気用ダクトへの網の取り付け、エアーカーテンの設置及び排水トラップの設置等を行い、鳥類及び鼠類昆虫の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ構造とすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |          |           |

## 様式L-1 基礎審査項目チェックシート

要求水準 確認書

・「提案書」の提案内容が、下記に示されている「要求水準書及び添付資料」の確認事項を満たす内容となっているか確認してください。

・「提案書」で要求水準が満たされている事が確認可能な事項は、その内容が示されている様式No（複数可）を記載し応募者確認欄に○を記載してください。

・「提案書」に要求水準を満たしているという具体的な記載がない場合は、様式Noに「－」を記入し、実現可能という事を確認の上、応募者確認欄に“実現可能”と記載してください。

| 項目等       |           | 確認事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 様式<br>No. | 応募者<br>確認 |  |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|--|
| ⑦ その他     |           | 通気口に止むを得ずガラリを設ける場合は、虫や砂を侵入させないフィルター等を設置すること。<br>調理室等の作業区域内の扉は、手で触れずに開閉できる扉（ひじで開閉できるスイング扉又は自動扉等）とし、他の扉の開閉や空調・換気等による風圧に配慮した計画とすること。<br>洗浄室は、特に十分な換気設備を整備すること。<br>騒音・臭気対策には十分配慮すること。<br><b>更衣室・休憩室（一体利用も可）及び便所を、男女別に設け、近接する場所に配置すること。ただし、休憩室は男女兼用で1室とすることも可とする。</b><br><b>シャワー室・脱衣室の設置については、事業者の提案によるものとする。</b><br>給食室の便所の手洗は、すべて自動とし（自動水栓・石鹸）、ペーパーホルダー及び足踏み開閉式ごみ箱を設置すること。特に、調理室に入る前の手洗いすべてと、調理室内の手洗いのうち1箇所については、肘まで洗える程度の洗面器とし、自動による手指の洗浄・殺菌装置を設置すること。<br>フードスライサー、回転釜、フライヤー及び洗浄機には、洗浄用のホースの長いシャワー水栓（シャワーヘッドに止水ボタンがないもの。）を設けること。また、ホースは床に付かないよう巻き取りハンガー等を設置すること。<br><br>混合水栓は、ヘッドが伸びるホースタイプとし、シャワーヘッドは金属製とすること。<br>給食室の便所は、男女ともすべて洋式大便器で自動開閉便座とし、個室及び個室外の両方に手洗いを設置すること。個室内の手洗いは便座に座ったまま使用できること。<br>洗濯機を1台設置し、室内で洗濯物を干せるよう計画すること。<br>配膳室の壁面には、給食運搬用ワゴンによる衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。<br>残滓の保管場所を調理室外（屋外）の適切な場所に設け、専用の容器を備えること。設置に当たっては、給食室での提供食数に対応し、本市の分別方法及び収集内容に十分対応できるものとする（残滓は毎日回収）。<br><br>給食室の内線電話は、休憩室と調理室に設置すること。ただし、1台で着信音が十分に確認できる場合には、休憩室のみとしてもよい。<br>学校給食の調理の状況等を見ることができるよう、調理室に窓を設けるなどの工夫を行い、食育に資する施設とすることが望ましい。<br>雑庫は、洗剤等を保管するため、24時間換気とすることが望ましい。<br>給食用廃棄物庫は、本施設の配置や動線、塵芥収集車両の停車位置や運搬動線、特に、収集車両と生徒の動線分離に配慮した計画とすること。可燃物、不燃物、廃油の分別に対応し、それぞれ十分なスペースを確保すること。校舎と一体としても、別棟としてもよい。別棟とする場合は、屋根付もしくは有蓋とすること。 |           |           |  |
|           | ア 半屋外スペース | 地盤面に、屋根のある半屋外スペースを配置し、学校行事や雨天時の集会、避難訓練場所などとして利用できるよう計画すること。また、生徒の憩いの場となるなど、学校生活を楽しむ空間とすること。<br>衛生面に配慮し、屋根裏などに鳥等による営業を予防できるよう工夫すること。<br>200台程度の駐輪場（屋根・照明付）を設け、昇降口から近い位置に、死角にならないよう配置すること（夜6時頃までの利用を想定している。）。<br>駐輪場は、耐雪性を有するものとし、鉄筋コンクリート造とすること。校舎と一体型とするか、又は昇降口までの通路部分に屋根を設けること。<br>冬期間は自転車通学禁止となるため、冬期間は、部活動の練習に使えるよう、可能な限り無柱空間とし、明るさを確保すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |           |  |
|           | イ 駐輪場     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |           |  |
|           |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |           |  |
|           |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |           |  |
|           |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |           |  |
|           |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |           |  |
|           |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |           |  |
|           |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |           |  |
|           |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |           |  |
| (2) 屋内運動場 |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |           |  |
| ① 共通      |           | 屋内運動場は、学校の体育活動をはじめとし、地域開放等、多様な利用に対応可能な計画（衝突安全性・耐久性を備える等）とすること。なお、屋内運動場の用具等が収納できる十分なスペースを一体的に整備すること。具体的な計画については、「学校屋内運動場の整備指針」（（財）日本体育施設協会・学校屋内運動場調査研究委員会 編）を参照すること。<br><br>生徒及び教職員が校舎から屋内運動場への円滑な移動ができるよう計画すること。なお、校舎と別棟とする場合は、屋内連絡通路を設け、校舎と屋内運動場とが1階及び2階で行き来できるよう計画すること。<br>体育館及び柔剣道場は、振動・騒音障害対策に十分配慮するとともに、安定した採光、風通し（自然換気）、強制換気が可能なよう計画すること。<br>器具庫は、用具の用途や種類別に整理が可能な構造とし、内部使用備品専用、外部使用備品専用及び地域開放共用器具庫等に十分に確保すること。また、換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。壁や柱に物品が衝突して容易に壊れないよう配慮すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |           |  |
| ② 体育館     |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |           |  |
| ア 共通      |           | 体育館は、2階以上に配置すること。<br>地域開放に配慮し、夜間は校舎と管理上区画できるように計画すること。<br>エレベーターは校舎と兼用とすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |           |           |  |
| イ アリーナ    |           | アリーナの規模は、「資料20 屋内外運動施設の規模等」に示すとおり、バスケットボールコート2面、バドミントンコート6面が確保できるよう計画すること（アリーナ有効寸法 短辺32m以上、長辺39m以上）。<br>出入口は、卒業式を含むイベント等に配慮し、ステージ側と下手側の2箇所以上設けること。<br><b>天井は、吊り天井を採用しないものとし、天井高は、バレーボール等の競技に配慮して設定すること。また、床材は、フローリングを基本とすること。</b><br>コートは、「資料20 屋内外運動施設の規模等」に示すとおり、バスケットボール（2面のほかにシュート練習用バスケットリング1対追加設置）、バレーボール（2面）、バドミントン（6面）、ハンドボール（1面）ができる器具等（床面のライン含む。）を整備し、姿見（収納扉付）を設置すること。<br>防球ネットは、窓開放時のボールの飛び出し防止、及び有孔ボード等の壁面保護を目的として設置すること。また、中央に開閉式の防球ネットを設置し、アリーナを2分割して利用できるようにすること。<br>観、スピーカー、時計、アリーナ照明や舞台照明等の機器類には、ボール等に対する保護対策を行うこと。<br>壁や柱、建具、器具（スピーカーや消火器等）等については、緩衝材を設けるなど、ボール等の衝突による破損、生徒の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。<br>電動式壁面収納ステージを設けること。ステージは、学校行事（入学式、卒業式、文化祭、合唱コンクール、生徒総会等）での使用を想定する。<br>一文字幕、前幕（縦横）、袖幕、カスミ幕、バック幕、スクリーン（220インチ程度）、美術バトン及び照明バトンを適宜設け、体育活動に支障がでないよう工夫すること。これらの舞台設備の操作盤を設置すること。<br><br>舞台照明・演出照明として、ボーダーライトやスポットライト等を設置することとし、色彩による演出ができるようにすること。<br>式典用の紅白幕をかけるフック（収納可能なもの）を周囲に設けること。<br>ステージでのマイク利用等、必要な電源等の設備を設けること。<br>照明は、ブロックごとに点灯操作できるよう計画すること。<br>暗転できるよう、暗幕を設けること。暗幕を手動で開閉できるように、キャットウォーク等を設けること。<br>アリーナ面においても中間期に十分な通風が得られるよう、自然換気（キャットウォーク等を設け、オペレーター式排煙窓を使用しないで実現できるよう）に配慮した計画とすること。<br>キャットウォークへの動線として、屋内階段を設置すること。                                                                 |           |           |  |
| ウ 器具庫     |           | 器具庫は、内部使用備品専門器具庫とし、それぞれアリーナと同一階に配置すること。<br>器具庫1は、学校専用体育器具庫とし、体育の授業で用いる用具を保管する十分なスペースを確保すること。幅1.8m以上の出入口を、アリーナに面して2箇所以上設けること。<br>器具庫2は、地域開放共用器具庫とし、授業と地域開放で共用して使用するバレー・バドミントンの支柱を保管するスペースを確保すること。また、地域開放用ロッカーを設置すること。出入口をアリーナに面して設けること。<br><br>器具庫3は、屋内部活動の用具置き場とし、部別にボール等を保管する十分なスペースを確保するとともに、救急箱等を収納できる部別ロッカーを設置すること。出入口をアリーナに面して設けること。<br><br>器具庫4は、放送アンプ、プロジェクタ、ピアノ、演台、可動式ステージ器具等の置き場として設置すること。また、使用頻度の高い放送アンプ、プロジェクタ等の備品は、アリーナ面の柱間に壁面収納することもある有効である。<br><br>器具庫5は、椅子、養生シート、可搬式ヒーター、合唱ステージ等の置き場として設置すること。なお、器具庫4と兼用することも可とする。<br>器具庫1～3は手動式の換気扇を設ける、又はアリーナの24時間換気の空気取り入れ口にするなどして空気が滞留しないようにすること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |           |  |

## 様式L-1 基礎審査項目チェックシート

要求水準 確認書

・「提案書」の提案内容が、下記に示されている「要求水準書及び添付資料」の確認事項を満たす内容となっているか確認してください。

・「提案書」で要求水準が満たされている事が確認可能な事項は、その内容が示されている様式No（複数可）を記載し応募者確認欄に○を記載してください。

・「提案書」に要求水準を満たしているという具体的な記載がない場合は、様式Noに「－」を記入し、実現可能という事を確認の上、応募者確認欄に“実現可能”と記載してください。

| 項目等 |  |                      | 確認事項                                                                                                                                                                                                                                                                 | 様式<br>No | 応募者<br>確認 |
|-----|--|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|
|     |  | エ 管理室                | 管理室は、教職員が体育の授業準備を行うことを想定し、アリーナと同一階に配置すること。                                                                                                                                                                                                                           |          |           |
|     |  | オ 体育館玄関・夜間PTA玄関      | 体育授業用学習ファイルや貴重品等の保管ができるスペースを確保すること。<br>地域開放の利用者が利用する体育館玄関（PTAが利用する夜間PTA玄関を兼ねる。）を設けること。<br>駐車場から各玄関までの経路は、安心かつスムーズに移動できるよう、照明や経路の分かりやすさに配慮すること。                                                                                                                       |          |           |
|     |  |                      | すべての利用者は、玄関部分で外履きから内履きに履きかえるものとし、下足入れ及び傘立てを設置すること。                                                                                                                                                                                                                   |          |           |
|     |  |                      | 各玄関ポーチにはスロープを設け、車椅子に対応できるようにすること。                                                                                                                                                                                                                                    |          |           |
|     |  |                      | 体育館玄関・夜間PTA玄関を、校舎の外来者用玄関と職員玄関と共用させる方が有効と考える場合は、その考え方及び外来者用玄関と職員玄関と共用させるための工夫を提案すること。                                                                                                                                                                                 |          |           |
|     |  | カ 屋内外兼用便所・屋内外兼用多目的便所 | 屋内運動場の地域開放部分における照明等の集中管理（消し忘れ防止）ができるようにすること。<br>屋内外兼用便所・屋内外兼用多目的便所は、屋内運動場又は校舎の外部に面した部分に、屋外運動場からも利用できるよう適切に設置すること。屋内からのみ開放する場合、屋内外とも開放する場合等と使い分けができるようにすること。                                                                                                          |          |           |
|     |  |                      | 屋内外兼用便所・屋内外兼用多目的便所は、学校行事、イベント等で使用する事を考慮すること。<br>屋外運動施設利用者は、便所入口で内履きに履き替えるものとする。                                                                                                                                                                                      |          |           |
|     |  |                      | 地域開放の利用者は、屋内外兼用便所・屋内外兼用多目的便所を利用するように計画すること。                                                                                                                                                                                                                          |          |           |
|     |  |                      | 屋内外兼用便所は、男女別に設け、施設規模に応じて適切に計画すること。                                                                                                                                                                                                                                   |          |           |
|     |  |                      | 屋内外兼用便所・屋内外兼用多目的便所は、乾式とする。                                                                                                                                                                                                                                           |          |           |
|     |  |                      | 屋内外兼用便所・屋内外兼用多目的便所は、換気扇をタイマー運転とするなど、利用頻度が少ない場合にも適切に換気されるよう計画すること。                                                                                                                                                                                                    |          |           |
|     |  |                      | 屋内外兼用便所・屋内外兼用多目的便所の照明は、人感センサーによる自動照明とすること。また、手洗いは自動水栓とすること。                                                                                                                                                                                                          |          |           |
|     |  |                      | 屋内外兼用多目的便所は1箇所設けるものとし、オストメイト、ベビーシート及びベビーチェアを設けること。                                                                                                                                                                                                                   |          |           |
|     |  | キ 会議室2               | 会議室2は、PTA会議等を行うことを想定し、アリーナからの遮音性に配慮すること。                                                                                                                                                                                                                             |          |           |
|     |  |                      | 会議室2では、約18人が口の字型のテーブル配置での会議を行うことを想定する。                                                                                                                                                                                                                               |          |           |
|     |  | ク その他                | 更衣室は、男女別に用意し、それぞれ2クラスが同時に利用できる計画とすること。また、学校行事、イベント等における利用を考慮すること。                                                                                                                                                                                                    |          |           |
|     |  |                      | 更衣室内には段差無く出入りできるシャワー室を男女それぞれ1室ずつ設けること。シャワー室は、使用頻度が少ないことを想定した給湯機器等を設置すること。                                                                                                                                                                                            |          |           |
|     |  |                      | 屋外用器具庫は、外部使用備品専用器具庫とし、グラウンドから利用可能な位置に配置すること。日常的に使用する体育授業用具置場、ボール、白線引き、トンボ・グラウンドレーキ等を保管するスペースを設置すること。また、耐雪性を有するものとし、鉄筋コンクリート造とすること。体育館と一体型とすることも可能である。                                                                                                                |          |           |
|     |  |                      | 雑庫スペース2は、屋外から利用可能な位置に、平面上・構造上の空いた空間をうまく利用し、適切に配置すること。                                                                                                                                                                                                                |          |           |
|     |  |                      | シーズンオフの器具等（テントや運動会パネル等）を保管するスペースとして、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画するとともに、湿気対策として換気に配慮すること。また、耐雪性を有するものとし、鉄筋コンクリート造とすること。体育館と一体型とすることも可能である。                                                                                                                                |          |           |
|     |  |                      | 地域開放の利用者のため、アリーナから体育館玄関までの動線に、照明を確保すること。                                                                                                                                                                                                                             |          |           |
|     |  |                      | 外壁に屋外用コンセントを設けること。                                                                                                                                                                                                                                                   |          |           |
|     |  |                      | キュービクル、受水槽、ポンプ、給湯器、バルブ等は、第三者に操作されないようにフェンスで覆い、施錠できるようにすること。                                                                                                                                                                                                          |          |           |
|     |  | ③ 柔剣道場               | 柔剣道場（同一フロア同一空間とし、段差なし、床の間も含む。）を設置すること。具体的には、柔道場1面及び剣道場1面を設置すること。天井は、吊り天井を採用しないものとし、天井高については4.0m以上とすること。なお、壁や柱については、緩衝材を設けるなど、生徒の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること（独立した柱を設けないこと）。                                                                                                 |          |           |
|     |  |                      | 柔剣道場に、柔道・剣道それぞれの更衣室を、男女別に設置すること。                                                                                                                                                                                                                                     |          |           |
|     |  |                      | 柔剣道場は、地域開放諸室の対象外であるが、将来的な運用に配慮し、夜間は校舎と管理上区画できるように計画すること。また、便所の利用に配慮すること。                                                                                                                                                                                             |          |           |
|     |  | ④ その他                |                                                                                                                                                                                                                                                                      |          |           |
|     |  | ア 部室                 | 部室は、1階のグラウンド近くに8室以上確保すること。                                                                                                                                                                                                                                           |          |           |
|     |  |                      | 屋外運動場及び屋内運動場の両方から利用しやすく、管理上死角が少ない位置とすること。                                                                                                                                                                                                                            |          |           |
|     |  |                      | 部室の出入口は、屋内外両方から出入りできるようにすること。                                                                                                                                                                                                                                        |          |           |
|     |  |                      | 湿度や匂いを考慮し、通風や換気に配慮すること。                                                                                                                                                                                                                                              |          |           |
|     |  | イ ピロティ               | 部室は、耐雪性を有するものとし、鉄筋コンクリート造とすること。校舎と一体型とすることも可能である。                                                                                                                                                                                                                    |          |           |
|     |  |                      | 雨天時でも生徒が活動できるような空間として、ピロティを配置し、柱や壁が無い大空間を確保できるよう計画すること。                                                                                                                                                                                                              |          |           |
|     |  |                      | 野球部やサッカー部、陸上部等が、雨天時に練習場として利用することを想定しており、地面をグラウンドと同じ舗装とし、運動可能なスペースとして計画すること。                                                                                                                                                                                          |          |           |
|     |  |                      | 雨天及び冬期間に部活動ができるよう照明を設置すること。                                                                                                                                                                                                                                          |          |           |
|     |  | 3. 屋外運動場             |                                                                                                                                                                                                                                                                      |          |           |
|     |  | ① 共通                 | 普通教室と屋外運動場との移動動線に配慮し、計画すること。                                                                                                                                                                                                                                         |          |           |
|     |  |                      | 屋外運動場の排水は、グラウンド外周部（四方）へ偏りなく排水し、排水溝はふた付又は暗渠を設置し、適切に処理すること。                                                                                                                                                                                                            |          |           |
|     |  | ② グラウンド              | グラウンドは、生徒が伸び伸びと体を動かせ、スポーツのできる十分な広さとし、1周200mのトラックと、100メートル直走路が収まる程度以上の広さとし、可能な限り広く確保できるよう検討すること。「資料20 屋内外運動施設の規模等」に示すとおり、走り幅跳び、高鉄棒、軟式野球、サッカー、ハンドボールができる器具等を整備し、適宜ラインマーク等を設置すること。                                                                                      |          |           |
|     |  |                      | 100メートル直走路は校舎に近接して設置すること。                                                                                                                                                                                                                                            |          |           |
|     |  |                      | 野球グラウンドはグラウンド南側に配置し、ベースが他のコートと重ならないように計画すること。マウンドを整備すること。                                                                                                                                                                                                            |          |           |
|     |  |                      | グラウンドからのボールの飛び出しに配慮し、適切に防球ネット（高さ10m程度）を設置すること。なお、防球ネットは防風柵で兼用できるものとする。                                                                                                                                                                                               |          |           |
|     |  |                      | グラウンドと校舎の間には生垣等を設け、緑地・景観及び防砂に配慮すること。                                                                                                                                                                                                                                 |          |           |
|     |  |                      | グラウンドに面した校舎前は、校舎の窓開放を前提として、ボールの飛び範囲に応じて防球ネットを設置すること。                                                                                                                                                                                                                 |          |           |
|     |  |                      | グラウンドの土は、排水性を考慮した上で風に飛ばされ難い土質のものを使用し、車両の乗り入れも想定し、耐圧性の優れたものとする。表土については、水はけがよく、砂の流失や硬化の起こりにくいもの、また、礫の混合がなく雑草の生えにくい性質のものとする。                                                                                                                                            |          |           |
|     |  |                      | グラウンドからの飛砂による近隣への影響を抑えるため、グラウンド砂舗装の南面、西面及び東面に防風柵を設置すること。南面、西面については、防風柵（グラウンド面から高さ10m程度）を設置すること。また、東面については、下段に防風柵（グラウンド面から高さ3.0m程度）とし、その上を防球ネット（防球ネットの天端高はグラウンド面から概ね10m程度）として整備すること。なお、防風柵の高さについては、事業予定地周辺の気象状況等を踏まえた上で必要に応じて改善提案を行うこと。また、防風柵による日影について、農地への影響に配慮すること。 |          |           |
|     |  |                      | 防風柵は、原則銅製（一部は銅製以外も可とする）とし、遮蔽率約60％とし、色は本市と協議により決定すること。                                                                                                                                                                                                                |          |           |
|     |  |                      | 防風柵は、付替市道等の配置（機壁の配置等）に留意するとともに、可能な限りグラウンドが広がるよう設置位置を検討すること。また、防風柵と付替市道等との間に隙間が生じ、かつグラウンドと周囲との間に高低差が生じる場合には、付替市道等からグラウンドに乾落ししないよう乾落防止対策を講じること。                                                                                                                        |          |           |
|     |  |                      | グラウンドには暗渠排水管（集束型の排水管等）を敷設し、グラウンドの排水対策を講じること。暗渠排水管は、目詰まりや変形等が生じないよう留意して計画すること。                                                                                                                                                                                        |          |           |
|     |  |                      | 災害時等において大型車両（はしご車等の大型緊急車両等）が正門からグラウンドに容易に進入できるように計画すること。                                                                                                                                                                                                             |          |           |
|     |  |                      | 校舎側に国旗掲揚塔（ポール3本）を設けること。                                                                                                                                                                                                                                              |          |           |
|     |  |                      | 散水できるように、適宜、蛇口等を設けること。                                                                                                                                                                                                                                               |          |           |
|     |  | ③ テニスコート             | テニスコートを4面配置し、砂入り人工芝を基本とすること。必要な器具等及びテニスコートを囲む防球フェンスを適切に設置すること。                                                                                                                                                                                                       |          |           |
|     |  |                      | 学校敷地外へのボールの飛び出しが考えられる面の防球フェンス（5.0m程度）は、その高さを考慮し、適切に設置すること。                                                                                                                                                                                                           |          |           |
|     |  |                      | テニスコートからの飛砂の影響を抑えるため、防砂ネット等を設置し、砂の飛散を抑える工夫をすること。                                                                                                                                                                                                                     |          |           |